

原子力災害対策指針の改正等について

1 原子力災害対策指針改正のポイント

(1) UPZ外における防護措置の実施方針に関すること

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内待避を実施する。

(2) SPEEDI等の予測的手法に関すること

「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の運用について」（平成26年10月8日第31回原子力規制委員会）に基づいて、必要な修正を行う。

- ① 緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しない。
- ② 防護措置の判断以外の場合等における参考情報として活用

2 関西広域連合の申し入れ

平成27年4月23日の関西広域連合委員会において、国に対して原子力災害対策指針の改正について明確な根拠をもって説明するよう申し入れ